

笛吹市告示第30号

笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫に起因する環境問題の減少を図るため、地域に生息する飼い主のいない猫を地域猫として適切に管理する活動を開始しようとする行政区又は行政区の了承を受けて地域猫活動を開始しようとするボランティア団体に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主がいない猫であって、地域住民の理解及び協力を得た上で適切に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域に住み着いた特定の飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術、適切な給餌、トイレの設置等を行うことで、適切に管理していく活動をいう。

(補助金の交付対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、地域猫活動を開始しようとする行政区(笛吹市行政区長等設置規則(平成16年笛吹市規則第5号)別表第1に規定する行政区をいう。)又は行政区の了承を受けて地域猫活動を開始しようとするボランティア団体とする。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、地域猫活動に要する経費とし、別表に定めるところとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1地域当たり地域猫活動に要した経費又は10万円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、地域猫活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 活動経費の内訳書
- (3) 地域猫活動に係る同意書
(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは地域猫活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは地域猫活動支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった対象団体に通知するものとする。

- 2 市長は、適正な補助金の交付を行うために必要があるときは、条件を付して補助金の交付決定をすることができる。
(補助金の交付申請の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、補助金の交付決定を受けた地域猫活動の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、地域猫活動支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは地域猫活動支援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により、不適当と認めるときは地域猫活動支援事業補助金変更不承認通知書(様式第6号)によりその理由を付して、交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 交付決定団体は、地域猫活動が完了したときは、当該完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月15日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その前日)のいずれか早い期日までに、地域猫活動支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 活動経費の支出内訳書
- (3) 領収書
- (4) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、地域猫活動支援事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 交付決定団体は、前条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、地域猫活動支援事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、交付決定団体が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定団体が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、地域猫活動支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、交付決定団体に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、地域猫活動支援事業補助金返還命令書(様式第11号)により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第4条関係)

対象経費	内訳
------	----

管理費	餌及び給餌用具購入費、猫砂及びトイレ資材購入費、清掃用具購入費、殺虫剤等購入費、保護器購入費等（不妊・去勢手術費用を除く。）
啓発費	啓発資材購入費、啓発看板及びチラシ等の作成費等
会合研修費	会合開催費、講習会開催費、先進地視察費等（食糧費を除く。）
その他地域猫活動の導入のために市長が必要と認める経費	

様式第1号(第6条関係)

令和 年 月 日

笛吹市長 様

申請者 団体等名称
代表者住所
代表者氏名
電話番号

地域猫活動支援事業補助金交付申請書

次のとおり地域猫活動支援事業補助金の交付を受けたいので、笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

2 添付書類(用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。)

- (1) 事業計画書(別紙 1)
- (2) 活動経費の内訳書(別紙 2)
- (3) 運営規約又は会則等の写し
- (4) 行政区からの同意書(申請者が活動する地域の行政区でない場合)(別紙 3)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(別紙 1)

事業計画書

活動団体名	
活動期間	年 月 日～ 年 月 日
活動地域 (地図を添付)	
現在の状況 (対象猫の数 被害状況等)	
活動地域の行政区 (住民) への説明	
活動体制	
事業の実施方法 及び概要	
活動スケジュール	

(別紙 2)

活動経費の内訳書

(単位：円)

科目	経費の内容	予算額
管理費		
	小計	
啓発費		
	小計	
会合費		
	小計	
その他		
	小計	
合計		

(別紙 3)

地域猫活動に係る同意書

次のとおり実施される地域猫活動に同意します。

活動団体名

活動地域

笛吹市長 様

年 月 日

行政区名

代表者住所

代表者氏名

連絡先電話番号

様式第 2 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

笛吹市長

地域猫活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域猫活動支援事業補助金について、笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付予定額

円

2 交付条件

この決定を受けた地域猫活動の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止するときは、市長の承認を受けなければならないこと。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

笛吹市長

地域猫活動支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域猫活動支援事業補助金について、笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

様式第 4 号(第 8 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 団体等名称
代表者住所
代表者氏名
電話番号

地域猫活動支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定あった地域猫活動
支援事業補助金について、次のとおり変更したいので、笛吹市地域猫活動支援
事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請しま
す。

1 交付決定額

円

2 変更後の交付申請額

円

3 事由発生日

年 月 日

4 変更の内容

5 変更の理由

6 関係書類(用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。)

- (1) 事業計画書
- (2) 活動経費の内訳書

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市長

地域猫活動支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった地域猫活動支援事業補助金について、笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり変更を承認したので通知します。

1 承認した変更内容

2 変更後の交付決定額

円

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

笛吹市長

地域猫活動支援事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった地域猫活動支援事業補助金について、笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり変更を不承認としたので通知します。

不承認の理由

様式第 7 号(第 9 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

団体等名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

地域猫活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった地域猫活動支援事業補助金について、地域猫活動支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

1 交付決定額

円

2 補助金額

円

3 添付書類(用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。)

- (1) 事業報告書(別紙 3)
- (2) 活動経費の支出内訳書(別紙 4)
- (3) 領収書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(別紙 3)

事業報告書

活動団体名	
活動期間	年 月 日～ 年 月 日
活動地域	
対象猫の増減	
被害等の 改善状況	
活動体制	
事業の実施方法 及び概要	
活動経過	

(別紙 4)

活動経費の支出内訳書

(単位：円)

科目	経費の内訳	決算額
管理費		
	小計	
啓発費		
	小計	
会合費		
	小計	
その他		
	小計	
合計		

様式第 8 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

笛吹市長

地域猫活動支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった地域猫活動支援事業補助金
について、笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱第10条規定により、次の
とおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額

円

様式第 9 号(第 11 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者 団体等名称
代表者住所
代表者氏名
電話番号

地域猫活動支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった地域猫活動支援事業補助金について、笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通・当座	口座番号		

様式第10号(第12条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市長

地域猫活動支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した地域猫活動支援事業補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの理由

2 交付決定取消年月日

年 月 日

3 交付決定額

円

4 取消後の交付決定額

円

様式第11号(第12条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市長

地域猫活動支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した地域猫活動支援事業補助金について、笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金の額

円

3 返還すべき補助金の額

円

4 返還金の納期限

年 月 日